

消 防 う さ



消防署が行う訓練の様子

河川等での水難事故を想定し、宇佐警察署との合同連携訓練を行った時の様子です。



消防署からのお知らせ

DVDの貸し出しを行っています

消防本部では事業所や地域で消防訓練などを行う際にDVDの貸し出しをおこなっています。内容としましては火災、地震対策や子供用のアニメなどもあります。既に貸し出されている場合もありますので、希望される方は消防本部予防課まで事前にご連絡ください。

また数に限りはありますが消火器の使い方や住宅用火災警報器のパフレットなどもございますので、訓練などを行う際に必要な場合はご相談ください。

救急講習を受講してみませんか

心肺蘇生法の講習を開催します。また、講習後には講習修了証を交付しますので友人など誘って気軽に参加してください。（以前に普通救命講習を受講したことのある方は、救命技能を維持向上させるために2年から3年の間隔で定期的を受講することをお勧めします。）

・講習日時 平成28年12月4日(日) 午前9時～午前12時まで
平成29年 3月5日(日) 午前9時～午前12時まで

・場所 宇佐消防署 2階会議室

・定員対象者 30人程度(中学生以上とします)

・講習内容 普通救命講習1(心肺蘇生法・AEDの使用方法・止血法・窒息時の対応など)

受講料は無料です。申込書にある必要事項に記入の上、下記のTEL、FAX又はEmailで受講日前日まで申し込みを行ってください。(土、日、休日可)不明な点はお気軽にお問い合わせください。

申込書は宇佐市ホームページ(www.city.usa.oita.jp)からダウンロード可能です。

申し込み先 宇佐消防署 救急係 TEL 32-0119(内線64) FAX 33-0621

Email 5kyuukyuu04@city.usa.oita.jp

特集

- ◎ 秋季全国火災予防運動
- ◎ 新職員紹介
- ◎ 消防水利のお願い
- ◎ 救急車の適正利用について
- ◎ 消防署が行う訓練の様子
- ◎ 消防署からのお知らせ

No. 38

平成28年11月5日発行

宇佐市消防本部
宇佐市大字石田176番地
TEL 32-0119
FAX 33-0621
火災の問い合わせ
TEL 33-1900

火事・救急・救助は119番

火災件数19件 救急件数2178件

平成28年9月30日現在

消火栓や防火水槽の付近は駐車禁止です

火災が発生した際に消防車が消火に使用する水の多くは道路上や道路脇にもうけられた消火栓、防火水槽を使用しています。

このため、消火栓や防火水槽の上、またはその付近に車両を駐車してしまうと消防車が消火栓等を使用できなくなり、消火活動に支障をきたしてしまいます。また、このような場所に駐車することは法律でも禁止されていますので絶対に駐車しないよう皆さんのご協力をお願いします。



主にこういった場所での駐車は道路交通法で禁止されています

- ・消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入口から5m以内の部分
- ・消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分

救急車の適正な利用のお願い

その救急車本当に必要ですか？

助かる  命 があります



譲ってあげてください。本当に必要な人にその救急車

宇佐消防署では市民のみなさんの大切な生命を守るため、市内に救急車を配備して救急要請に対応しています。

しかし、近年救急要請が増加しており、中には緊急性のない場合の要請も多くなっています。このままでは、救急車が不足してしまう恐れがあります。救急車は緊急性の高い方へお譲りください。

宇佐市ホームページ（担当課で探す→宇佐市消防本部→消防課→よくある質問→救急車の適正利用についての順にクリック）では、「救急車利用マニュアル」（リンク先総務省消防庁）も掲載していますので、119番通報の参考にして下さい。

救急車を本当に必要とする人のため、少しでも早く病院へ搬送するために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



平成28年 秋季全国火災予防運動

11月9日～11月15日

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

本年度は『消しましょう その火その時 その場所で』を標語に、火災への注意を呼びかけています。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

- 3つの習慣
1. 寝たばこは、絶対にやめる。
 2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
 3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

新職員紹介



かわの よしき
河野 吉基

憧れだった消防士になった自覚を持ち、これからも生まれ育った宇佐市に貢献できるように向上心を持ち続け、1日1日を全力で頑張りたいと思います。趣味は野球などスポーツをすることです。よろしくお願ひします。

住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器が義務化されてから約10年が経ちました。設置率は全国平均が81%、大分県86%、宇佐市が78%です。毎年少しずつは向上していますがまだまだ全世帯に行き届いていないのが現状です。住宅用火災警報器は主に寝室の天井に設置し、夜寝ているときに煙をいち早く感知し逃げ遅れをなくし、人の命を守るために設置するものです。まだ設置されていない方は設置するようお願いいたします。

また、法改正時に設置された方につきましては電池切れが起こり始める時期となります。電池切れの確認方法については機種により異なりますが、ボタンを押したりひもを引っ張ったりするものがあります。ほこりをかぶったりしていると感度が下がってしまう場合がありますのでメンテナンスも含めて月1回程度の点検をお願いします。住宅用火災警報器については宇佐市消防本部予防課のホームページでも紹介しているので参考にしてください。

